

## 動物愛護管理基本指針改正に向けての意見

平成 25 年 3 月 22 日

動物との共生を考える連絡会

## 1. 動物の愛護及び管理の基本的考え方

指針全般の基礎となる考え方に「動物福祉」を位置づける。(福祉・ニーズの確保)  
気持ちの現れとしての「かわいがる」等の感情ではなく、動物が必要としているニーズを確保し、人に不都合なことはすべて動物側に我慢させ、生理・生態・習性を無視するのではなく、動物を適切に飼育管理することによって、人と動物が共に暮らす命にやさしい社会の構築を目指す。人は動物を食べることから始まり、人の福祉のために利用したり、ペットとして飼育することも含めて、いろいろな形で動物を利用しているが、それは、動物の福祉が確保されてはじめて認められる行為である。

## 2. 施策展開の方向

動物福祉の推進には、教育と法律及びそれらの根拠となる科学が欠けることなく動いて、力となる。

教育	他者の命への共感や思いやりを育む「いのちの教育（共感を育む）」 家庭・学校・社会それぞれの場における教育 子ども・成人・いろいろな対象者に対する教育
法律	官民協働による法律の周知徹底及び適用及び動物虐待防止のための仕組み作り（早期発見、早期介入、改善指導・支援）
科学	思い込みの動物愛護ではなく、動物福祉にかかわる研究により、科学的データを提供し、動物の福祉及び人と動物の共生に寄与する

## (1) 普及啓発

国・地方公共団体・獣医師会・業界団体・動物愛護団体・学術調査研究団体等が、連携協力して様々な機会を捉えて行う。

子どもの教育においては、「ふれあい」と呼ばれている生身の動物を「触らせる」ことでしか「いのちの教育」ができないように言われているが、生身の動物に代わるものを使つての「いのちの教育」は可能であるので、普及啓発のために動物にストレスをかけることのないよう、適切な飼育管理や接し方と上手く組み合わせで展開する。

動物が好きな人も嫌いな人も、講演会やイベント等にも参加しない人たちにも動物愛護管理法や動物の適切な飼育管理についての情報を届ける方法を工夫する。

## (2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

迷子動物を減らすために、適切な飼育管理と個体識別、特にマイクロチップの普及に力を注ぎ、返還率をあげるとともに、責任ある新たな飼い主への譲渡を推進し、安楽殺数の減少に努める。施設に保護収容した動物は、動物福祉に適った飼養・保管がなされること。

また、飼い主からの引取りを断ることが出来るようになったが、引取りを断った動物が遺棄されたり、不適切な飼育で放置されたりすることのないように、問題解決及び適切に飼育管理されるようアドバイスする。また、飼育放棄に繋がるほど問題が深刻になる前に、相談・問題解決できるシステムを構築する。

都道府県知事は、多頭飼育で動物が衰弱する等の虐待のおそれがある場合に改善命令、勧告ができることになったが、警察との連携をよりいっそう強化することはもちろん、その対応には、動物管理行政や動物愛護団体等動物側の人たちだけでなく、人の保健福祉・公衆衛生・精神衛生等の専門家とも連携することも考える。

また、動物虐待の具体的事例が示され、虐待等の罰則の強化、警察との連携強化が明示されたことを踏まえ、実際の事例に積極的に取り組み、更なる動物虐待を防止し、法律の存在を社会にアピールする。

安易な動物飼養の抑制に、動物販売時に購入者のチェックができる仕組みが必要。

## (3) 動物による危害や迷惑問題の防止

自治体職員の資質をレベルアップさせ、対応や指導のためのマニュアルを策定し、不適切飼養による問題の防止と対応を図る。早期介入・早期改善指導を徹底する。

飼育のルール作りを推進すると共に、不妊去勢手術を徹底する。猫の室内飼いを推進する。

特定動物飼養許可制の、飼養許可基準を厳しくする。

ペットとしての野生動物の原則輸入禁止が法制化されるよう望む。

## (4) 所有明示(個体識別)措置の推進

マイクロチップ等装着を具体的に明示する。マイクロチップリーダーの配備は、自治体、警察、動物病院、動物保護団体等に配備する。

#### (5) 動物取扱業の適正化

動物取扱業に対する監視の更なる強化。不適切飼養に対しては、指導、勧告、命令、処分等を行う。

出生後 56 日以下の幼齢な犬及び猫の移動禁止を遵守させると共に、その間の飼育管理基準を動物福祉に則ったものにして実行させる（改善指導の根拠とする）。

##### 対面販売、現物確認、説明義務の遵守

動物取扱業の登録は、現場チェック等を経たうえで、登録後 1 年以内に再チェックする。

第 2 動物取扱業者の届出制度の適切な運用と定着を図る。

動物霊園等の埋葬業については、別の法律を制定されるよう望む。

#### (6) 実験動物の適正な取扱いの推進

動物実験施設での実験動物の飼養保管に、動物福祉に適っているか、3R の遵守が図られているか、実態把握ができていない現状から、すべての施設の実態実地調査を定期的に行う。

（また、文中 6 行目の、～ために必要不可欠なもの～を、～ためにやむを得ないものに変える）

#### (7) 産業動物の適正な取扱いの推進

産業動物の種類に応じて動物福祉(5つの自由)に基づく飼養管理を行うよう基準を改定し、推進する。

災害時の対応は、JA や産業動物関連団体等及び獣医師会等と連携して行う。

#### (8) 災害時対策

犬及び猫等のペット、産業動物、展示動物、学校飼育動物等が被災した。給餌困難に陥った動物の餓死、放たれた動物の野生化、交雑種や不適切繁殖、同行避難問

題等、多くの問題が起こった。

**今までの緊急災害時から得た教訓「動物を助けることは人を助けることに繋がる」を念頭に災害時における人と動物の絆を重視した同行避難・動物救護体制・対策について、地域防災計画に明記する。**

緊急災害時のマニュアルを作成し、平時からシミュレーションしておくと共に、市民に周知し、災害時の飼い主としての準備・対策を促す。

緊急災害時の同行避難を念頭に、飼い主責任の一環として、犬猫等の普段の健康管理、不妊去勢手術、飼育管理、しつけ等を行い、家庭では、同行避難できないような種類の動物と頭数を飼育しないよう呼びかける。

自治体間（都道府県市区町村）及び関連業界団体間の情報共有及び発災時の共助システムを構築するとともに、獣医師会・動物愛護・福祉・保護団体等と連携して動物の救護、支援にあたる

動物愛護推進員のみならず、災害時に動けるボランティアを募集・登録し、その役割を明示して平時から教育トレーニングしておく。

#### **（ 9 ）人材育成**

**専門的な知識や技術を持った動物愛護担当職員を置く。**

動物愛護推進員は、災害時対策のみならず動物福祉の推進に具体的な役割りを演ずる。

#### **（ 1 0 ）調査研究の推進**

出生後 5 6 日までの移動禁止にかかわる更なる科学的知見を得るための研究のみならず、動物福祉を推進する根拠となる科学研究を行政機関や学術調査研究機関等が連携して実施すると共に、情報を共有する。

### **第 3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項**

#### **5 策定及び実行**

努力規定を、確実にを行う規定にする。